

平成 19 年 6 月 22 日

各 位

会 社 名 インフォテリア株式会社
代表者名 代表取締役社長 平野 洋 一 郎
(コード番号：3853 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理部長 齊 藤 裕 久
(TEL 03-5718-1250)

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 6 月 12 日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 9 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1)機動的な資本政策の遂行を可能とするため、平成 19 年 6 月 21 日に予定している募集株式の発行が効力を生ずることを条件として、発行可能株式総数を 16 万 8000 株から 22 万 3000 株に変更するものであります。(現行定款第 6 条、変更案第 6 条)
- (2)会社法第 165 条第 2 項の規定により、定款の定めに基づいて取締役会決議による自己の株式の取得が認められているので、機動的な資本政策を遂行できるように、自己の株式の取得の規定を新設するものであります。(変更案第 10 条新設)
- (3)当会社株式が証券保管振替機構の株券保管振替制度において取扱われる場合に備えて所要の変更をするものであります。(現行定款第 11 条、変更案第 12 条)
- (4)会社法第 309 条第 2 項の規定により、株主総会の特別決議事項の審議を円滑に行うことが可能となるよう、株主総会の特別決議の定足数を、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上とする旨の規定を新設するものであります。(変更案第 15 条第 2 項新設)
- (5)中長期に経営の安定性を確保するため、取締役及び監査役の員数の上限を定め、取締役及び監査役の解任については特別決議によるものと変更するものであります。(現行定款第 17 条、変更案第 18 条、現行定款第 26 条、変更案第 28 条、変更案第 19 条第 4 項新設、変更案第 29 条第 3 項新設)
- (6)取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第 426 条及び第 427 条の定める取締役及び監査役の責任免除制度に基き、取締役の責任免除及び監査役の責任免除の規定を新設するものであります。なお、変更案第 27 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。(変更案第 27 条、第 35 条新設)
- (7)上記の変更に伴う条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 6 月 28 日（木）
定款変更の効力発生日	平成 19 年 6 月 28 日（木）

以 上

変更の内容

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 } 第5条 } < 条文省略 ></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式の総数) 第6条 当社の発行可能株式の総数は、<u>168,000株</u>とする。</p> <p>第7条 } 第9条 } < 条文省略 ></p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第10条 < 条文省略 ></p> <p>(定時株主総会の基準日) 第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>第12条 } 第13条 } < 条文省略 ></p> <p>(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p>第15条 } 第16条 } < 条文省略 ></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 } 第5条 } < 現行のとおり ></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式の総数) 第6条 当社の発行可能株式の総数は、<u>223,000株</u>とする。</p> <p>第7条 } 第9条 } < 現行のとおり ></p> <p>(自己の株式の取得) 第10条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第11条 < 現行のとおり ></p> <p>(定時株主総会の基準日) 第12条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)をもって、<u>定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>第13条 } 第14条 } < 現行のとおり ></p> <p>(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ② <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第16条 } 第17条 } < 現行のとおり ></p>

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(員数) 第17条 当会社に取締役3名以上を置く。	(員数) 第18条 当会社の取締役は、8名以内とする。
(選任) 第18条 取締役は株主総会において選任する。 ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。	(選任及び解任) 第19条 取締役は株主総会において選任する。 ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。 ④ 取締役の解任は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
< 新設 >	
第19条 } 第25条 } < 条文省略 >	第20条 } 第26条 } < 現行のとおり >
< 新設 >	
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会
(員数) 第26条 当会社に監査役3名以上を置く。	(員数) 第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。
(選任) 第27条 監査役は株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(選任及び解任) 第29条 監査役は株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 監査役の解任は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
< 新設 >	
第28条 } 第32条 } < 条文省略 >	第30条 } 第34条 } < 現行のとおり >
< 新設 >	
	(取締役の責任免除) 第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の最低限度額は、法令が規定する額とする。
	(監査役の責任免除) 第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の最低限度額は、法令が規定する額とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 執行役員制度</p> <p>第<u>33</u>条 < 条文省略 ></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第<u>34</u>条 < 条文省略 ></p> <p>第<u>37</u>条</p>	<p style="text-align: center;">第6章 執行役員制度</p> <p>第<u>36</u>条 < 現行のとおり ></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第<u>37</u>条 < 現行のとおり ></p> <p>第<u>40</u>条</p>